

衆議院総務委員会ニュース

平成28.10.4 第192回国会第1号

10月4日（火）、第1回の委員会が開かれました。

1 竹内委員長から就任の挨拶が行われました。

2 理事の辞任及び補欠選任

・理事の辞任を許可し、理事の補欠選任を行いました。

辞任	理事	菅 家 一 郎君（自民）
	理事	高 井 崇 志君（民進）
補欠選任	理事	左 藤 章君（自民）（理事原田憲治君去る8月5日委員辞任につきその補欠）
	理事	葉 梨 康 弘君（自民）（理事橘慶一郎君去る8月5日委員辞任につきその補欠）
	理事	田 所 嘉 徳君（自民）（理事石崎徹君去る9月23日委員辞任につきその補欠）
	理事	輿 水 恵 一君（公明）（理事榎屋敬悟君去る9月26日委員辞任につきその補欠）
	理事	古 賀 篤君（自民）（理事菅家一郎君今4日理事辞任につきその補欠）
	理事	小 川 淳 也君（民進）（理事高井崇志君今4日理事辞任につきその補欠）

3 国政調査承認要求に関する件

・以下の事項について、国政調査承認要求をすることに協議決定しました。

- ① 行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する事項
- ② 地方自治及び地方税財政に関する事項
- ③ 情報通信及び電波に関する事項
- ④ 郵政事業に関する事項
- ⑤ 消防に関する事項

4 高市総務大臣、あかま総務副大臣、原田総務副大臣、富樫総務大臣政務官、金子総務大臣政務官及び島田総務大臣政務官からそれぞれ就任の挨拶が行われました。

5 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）

・高市総務大臣から提案理由の説明を聴取しました。

・高市総務大臣、松本内閣府副大臣、原田総務副大臣、金子総務大臣政務官、富樫総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成一自民、民進、公明、共産、維新、社民、長崎幸太郎君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

古 賀 篤君（自民）

- ・平成28年熊本地震に係る復興基金を創設することとした趣旨について、富樫総務大臣政務官に伺いたい。
- ・子育て支援分野等におけるマイナンバーカードの有効活用に向け、今後どのように取り組んでいくのか、金子総務大臣政務官に伺いたい。

小 川 淳 也君（民進）

- ・熊本地震に係る復興基金の510億円という金額について、被災状況に照らして十分なものとなっているのか、また、どのような形で被災地の復興に役立てられるのか、大臣に伺いたい。
- ・地方交付税の総額が16兆円を超える規模であることに鑑み、加算額が500億円程度であれば、法改正を行わず、柔軟に加算できる仕組みがあってもいいと考えるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・一連の政務活動費の不正受給問題を地方議会議員年金制度の復活に結び付ける発想はあり得ないと考えるが、大

臣の見解を伺いたい。

奥野 総一郎君（民進）

- ・庁舎については、被災時にも業務を継続する観点から、厳しい耐震基準を設けるべきと考えるが、国土交通省の見解を伺いたい。
- ・熊本県宇土市のように財政上の制約で庁舎の建替えができない地方自治体もあると聞いているが、庁舎の耐震化の進捗状況について、消防庁に確認したい。
- ・平成28年度までとされている緊急防災・減災事業債による措置の期限を延長すべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

田村 貴昭君（共産）

- ・本法案の成立により、熊本地震の復興基金の創設支援に必要な510億円が特別交付税として交付されるが、当該基金の使途に制約はないことを大臣に確認したい。
- ・熊本地震の被災自治体における技術職員の不足に鑑み、全国の自治体から更なる派遣職員の確保と受入経費への財政措置が必要と考えるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・熊本地震の一部損壊家屋に対しても、各種支援策が講じられる半壊家屋と同等の扱いとするような政治決断が必要と考えるが、松本内閣府副大臣の見解を伺いたい。

足立 康史君（維新）

- ・大阪府の豊能郡環境施設組合が保管するダイオキシン類汚染廃棄物はコンクリート固化されており、最終処分に必要な法令の基準を満たしていることについて、環境省に確認したい。
- ・ダイオキシンの完全無害化等のゼロリスクの実現を目指す事業を実施する地方自治体に特別交付税を交付することの可否について、総務省の見解を伺いたい。

吉川 元君（社民）

- ・熊本地震により大分県内でも多額の被害が生じているが、被災自治体にはどのような財政措置が講じられるのか、大臣の見解を伺いたい。
- ・大分県の別府警察署の署員による公選法違反取締目的での隠しカメラの設置問題に関し、このような同署の捜査活動が施設利用者のプライバシー権を侵害し、憲法第13条に違反したと認識しているか、警察庁の見解を伺いたい。